

犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける
「協力雇用主」を募集しています。



法務省では、協力雇用主を募集しています。多くの事業主の方々のご理解とご協力をお願いします。

協力雇用主とは？

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主の方々です。

刑務所出所者等が再犯や再非行に至らないためには、仕事に就き、職場に定着して、責任ある社会生活を送ることが重要です。(再犯をして刑務所に戻った人の約7割は、再犯時に無職でした。)

彼(女)らへの就労支援を効果的に実施し、再犯や再非行を防止するためには、協力雇用主の方々の存在が不可欠です。

協力雇用主の現状

平成28年9月末現在、全国に17,524社(大分市内には49社)の協力雇用主がいらっしゃいますが、実際に刑務所出所者等を雇用している事業者は、800社程度にとどまっています。

また、建設業、サービス業、製造業が全体の8割を占めるとともに、従業員規模100人未満の事業主が全体の7割を占めています。

刑務所出所者等の円滑な社会復帰・職場定着のためには、事業主との適切なマッチングが重要です。そのため、幅広い業種の事業主の方々の登録をお願いします。

協力雇用主への支援制度があります。

★刑務所出所者等就労奨励金制度

刑務所出所者等を雇用し、就労継続に必要な技能及び生活習慣等を習得させるための指導及び助言を行う協力雇用主(保護観察所に登録している事業主に限る)に対して、雇用状況の報告を行っていただき、奨励金を支給する制度。

★身元保証制度

身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用するに当たり、特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構が身元保証を行い、対象者が雇用主に対して業務上の損害を与えた場合に見舞金が支払われる制度。最長1年間、一定の条件を満たすものについて損害ごとの上限額の範囲内で見舞金が支払われる。

～インターネットからのお申込みはこちら～

法務省 協力雇用主応募フォーム [検索](#)

大分保護観察所

大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎5階
TEL: 097-532-2053

申込み・
問い合わせ

〇お知らせ

『ワークLIFEおおいた』は、大分市ホームページからもダウンロード(カラー版)ができますので、ご利用ください。今後も、雇用・労働に関する様々な情報をお届けします。ぜひ本紙をご活用ください！

ワークLIFEおおいた 2017年7月発行

大分市 商工労働観光部 商工労政課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

tel:097-537-5964 fax:097-533-9077

e-mail: rousei@city.oita.oita.jp

大分市ホームページからもご覧いただけます

<http://www.city.oita.oita.jp/>

ライフ ワークLIFE おおいた

第32号

2017
July

大分七夕まつり
8月4～6日

今年のテーマは
“百輝夜煌”
～夜空を照らす豊後府内の絆～

◆ トピックス ◆

- 積極的に年次有給休暇を取得しましょう！
- 様々な事情や経歴をお持ちの方の雇用にご協力を！
- 労働保険・社会保険についての基礎知識

積極的に年次有給休暇を取得し、ワーク・ライフ・バランスの充実を！

大分市では年次有給休暇の取得を促進し、ワーク・ライフ・バランスを図る環境づくりの整備を行っています。

8月と10月は休暇取得促進のための重点実施期間です。お子様の夏休みや運動会、各種行楽行事に合わせて計画的に年次有給休暇を取得し、家族や友人との時間を楽しみましょう！



大分市における休暇取得重点実施期間

8月 (夏季)：夏休み期間中。大分七夕まつりなどのお祭りに参加したり、家族旅行等に出かけましょう♪

10月 (秋季)：運動会シーズンであり、お出掛けにも最適です。おおいた食と暮らしの祭典などのイベントも多数開催される時期のため、興味のある行事に積極的に参加をお願いします。

難病の方の雇用のご理解とご協力をお願いします！

「難病」とは？

「(1)発病の機構が明らかではなく(2)治療法が確立していない(3)希少な疾病であって(4)長期の療養を必要とするもの」と定義されています。

難病のうち、患者数が本邦において一定の人数に達せず、かつ、客観的な診断基準(又はそれに準ずるもの)が確立しているものについては医療費助成の対象として、平成29年4月から330疾病が指定されています。

近年では医療の進歩に伴い、継続的な通院や治療によって安定した生活を保ちながら就労をされる難病の方も増えてきています。

病気をもちながら仕事を続けていくには、通院や勤務中の健康管理への配慮、病気の先入観や偏見の防止や公正な人事等への配慮など、職場での理解と適切な対応が不可欠です。

難病に限らず、慢性疾患をもつ人にやさしい職場と地域づくりへの取組みをお願いします。

相談窓口

◎難病患者の就労相談

- ・ハローワーク大分 難病患者就職サポーター TEL：097-538-8609
- ・大分県難病相談・支援センター TEL：097-578-7831

◎指定難病の医療費助成の申請・療養相談

- ・大分市保健所 保健予防課管理担当班 TEL：097-535-7710

ご存知ですか？ 労働保険と社会保険

労働保険と社会保険は、私たちが安心して働く上でとても重要な制度です。しかし、その事務手続きは会社の人事担当者等がすることが一般的で、制度をよく知らない方も多いのではないのでしょうか。もしものときに備え、ご自身の加入状況等を今一度ご確認ください。

労働保険・社会保険とは？

★労働保険・・・雇用保険と労災保険の総称。

- ・雇用保険：労働者が失業した場合や育児・介護休業をしている場合などに必要な給付を行うもの。
- ・労災保険：仕事や通勤による負傷、疾病、障害、死亡等に関して必要な給付を行うもの。

★社会保険・・・健康保険と厚生年金の総称。

加入が義務付けられている会社とは？

【雇用保険】

週の労働時間が20時間以上の場合かつ31日以上雇用の継続が見込まれる従業員(パート・アルバイト等を含む)がいる場合。

※平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として適用の対象。

※未加入である場合は、2年前まで遡及加入することもできる。

なお、給付を受けるための要件として、離職日以前の2年間に賃金支払基礎日数11日以上が通算12か月以上あること(倒産解雇等の場合は、離職日以前の1年間に賃金支払基礎日数11日以上が6か月以上あること)が必要。

【労災保険】

家族以外の他人の従業員が一人でもいた場合、雇用期間や労働時間等に関わらず原則加入しなければならない。保険料は事業主が全額負担。

【社会保険】

すべての法人事務所(国や地方公共団体を含む。)及び常時5人以上の従業員を使用する個人事務所(サービス業の一部、農業、漁業などの事務所は除く)。

※上記に該当しなくても、半数以上の従業員の同意が得られ、厚生労働大臣の認可が得られれば加入することができる。

シルバー人材センター会員募集中！

シルバー人材センターでは、大分市民で60歳以上の現在就職をしていない健康で働く意欲がある方を募集しています！詳しくはシルバー人材センターまでお問い合わせください。

【問い合わせ先】

公益社団法人大分市シルバー人材センター
TEL：097-538-5575
FAX：097-538-5576